

# 岩沼市生涯学習基本構想及び第三次生涯学習推進計画

岩沼市



## 市章



この市章は、「岩沼」の“岩”の字を上部に “山” 下部に “石” を図案化し、上開きにより飛躍発展途上の岩沼市を象徴したものです。

(昭和35年12月18日制定)

## 岩沼市民憲章

阿武隈の流れに沿い、歴史と伝統にはぐくまれた緑の田園工業都市、岩沼市。わたくしたちは岩沼市に居住し、ここを郷土とすることに誇りをもっております。わたくしたちの、この岩沼市が文化の香りも高く、健康で、活力に満ちた郷土として発展することを願い、この憲章を定めます。

1. 郷土の自然を愛し、緑豊かなまちをつくりましょう。
1. 互いに助け合い、あたたかい心で交わるまちをつくりましょう。
1. きまりを正しく守り、明るい風習を育てるまちをつくりましょう。
1. からだをきたえ、勤労を喜ぶまちをつくりましょう。
1. 伝統に学び、教養を身につけ、教育と文化を尊ぶまちをつくりましょう。



## があふれる“健幸”先進都市いわぬま

～安全・安心・快適なまちづくりを目指して～

東日本大震災の発生から8年が経過し、本市では復興の完成に向けて着実に歩みを進めており、現在は誰もが住み続けたいと思えるまちを目指して子育て支援や教育環境の充実により力を入れているところです。近年、様々な社会の変化やライフスタイルの多様化などを背景として、市民の生涯学習を取り巻く環境は大きく変化しています。また、震災の教訓として、地域コミュニティの重要性が再認識されています。



そのような中、「市域全体の均衡ある発展を目指す将来像」の実現を、市民とともに着実に進めるためのまちづくりの指針として平成26年度から10年間を計画期間とする「いわぬま未来構想」を策定しました。生涯学習関連施策は、このまちづくりの重要なテーマの一つと位置付けております。

このようなことから、本市の現状と課題を踏まえて、「岩沼市生涯学習基本構想及び第二次生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習を推進してきましたが、第二次計画の計画期間である5年が経過することから、生涯学習基本構想はそのままに、新たに「第三次生涯学習推進計画」を策定することになりました。この第三次計画では、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができるという計画の基本理念に、「いつまでも」というワードを加え、持続可能な生涯学習社会の実現や、次世代への継承を意識した計画としました。

今後も、市民一人ひとりが健康で長生きし、幸せを追求、実感できる「健幸先進都市」の実現を目標に、まちづくりの柱の一つとして生涯学習の計画的且つ効果的な推進に努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年3月

岩沼市長 菊地 啓夫

## 目 次

第1編 生涯学習基本構想.....	1
第1節 構想策定の趣旨.....	3
第2節 構想の性格.....	3
第3節 構想の目標年度.....	3
第4節 生涯学習を取り巻く現状.....	3
1. 人口減少社会の到来.....	3
2. 家庭や地域の教育力の低下.....	4
3. 高度情報化の進展.....	4
4. 国際化の進展.....	4
5. ライフスタイルや価値観の多様化.....	5
6. 環境問題の深刻化.....	5
7. 労働環境の変化.....	5
8. 知識基盤社会への移行.....	5
9. 東日本大震災の発生.....	6
第5節 生涯学習の必要性.....	6
第6節 岩沼市が目指す生涯学習社会.....	7
第7節 役割分担による生涯学習の推進.....	7
1. 行政の役割.....	7
2. 市民の役割.....	8
3. 企業・団体・NPOなどの役割.....	8
第2編 第三次生涯学習推進計画.....	9
第1章 計画策定の考え方.....	11
1. 計画策定の考え方.....	11
2. 計画の基本理念.....	12
3. 計画の性格.....	13
4. 計画の期間.....	13
5. 計画の進行管理.....	13
第2章 第二次計画における岩沼市の生涯学習の現状と課題.....	14
1. 生涯学習の振興.....	14
2. 青少年の健全育成.....	14

3. 文化・芸術の振興、文化財の保護 .....	15
4. 生涯スポーツの振興 .....	16
第3章 生涯学習推進のための主要な施策 .....	17
第1節 生涯学習推進体制の確立 .....	17
1. 推進体制の整備 .....	17
2. 関係機関などとの連携 .....	17
3. 教育機能の充実と連携 .....	18
第2節 学習機会の整備・充実 .....	19
1. ライフステージに応じた学習 .....	19
2. 生涯学習の推進施策 .....	20
第3節 学習の場の整備・充実 .....	25
1. 学習施設の整備 .....	25
2. 野外施設の活用 .....	25
3. 学校開放の促進 .....	25
4. 交通の便の確保 .....	25
第4節 学習指導者の充実 .....	25
1. 指導者の発掘・登録・支援 .....	25
2. 指導者を対象とした研修機会の充実 .....	26
第5節 学習情報・相談システムの整備 .....	26
1. 生涯学習啓発の促進 .....	26
2. 学習情報の収集・提供システムの整備 .....	26
3. 学習相談体制の整備 .....	26
第6節 学習成果の活用 .....	27
第7節 生涯学習施策の評価 .....	27
第3編 資料編 .....	29
市民満足度調査における生涯学習に関する市民の意識 .....	31
社会教育施設の利用状況 .....	38
社会体育施設等の利用状況 .....	39
岩沼市生涯学習推進本部設置要綱 .....	40
岩沼市第三次生涯学習推進計画策定経過 .....	42

# 第 1 編 生涯学習基本構想





## 第1節 構想策定の趣旨

本市では、平成19年3月にそれまでの生涯学習推進基本構想を見直し、新たに「岩沼市生涯学習基本構想・生涯学習推進計画」（以下、それぞれ「基本構想」、「推進計画」という。）を策定し、生涯学習社会の実現に向けて総合的かつ計画的に生涯学習(※1)に関する施策を推進してきました。

しかしながら、策定から今日まで、急激な社会変化の中で、市民の学習ニーズは多様化・高度化するなど、本市の生涯学習を取り巻く状況は大きく変化し、生涯学習の担う役割も大きく変化してきています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による市民生活の安全・安心や危機管理意識の高まりとともに、震災からの復旧・復興が大きな課題となっています。

このような中、基本構想・推進計画並びに「岩沼市新総合計画」の計画期間が終了したことから、本市の現状と課題を踏まえ、市民一人ひとりが自発的な学習を継続し、学習の成果が適切に評価され、地域社会において効果的に生かすことができる生涯学習社会実現のため、今後の取組の方向性と目標を定めるものです。

## 第2節 構想の性格

この基本構想は、「いわぬま未来構想」と整合のとれた、将来を展望した本市における生涯学習推進のための基本的な考え方とその方向性を示すものです。

## 第3節 構想の目標年度

基本構想の目標年度は、「いわぬま未来構想」の計画期間に合わせ、平成26年度(2014年度)から令和5年度(2023年度)までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

## 第4節 生涯学習を取り巻く現状

### 1. 人口減少社会の到来

少子高齢化や人口の減少が見込まれる中で、世代間の価値観の違いや子育て支援のあり方、高齢者の福祉・医療・介護の社会保障など、数多くの課題があります。

子どもたちの生きる力や未来を拓く力を育むとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが望まれます。

---

※1 人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習。

また、高齢化が進み、人生100年の長寿社会が到来しています。高齢者が生涯を通して心身ともに健康で、これまで培った知識や技術・経験を生かしながら生きがいを持って生活でき、世代を越えてともに支え合う地域づくりを進めていくことが求められています。

## 2. 家庭や地域の教育力の低下

少子化や核家族化、都市化などの影響による地域のつながりの希薄化によって、保護者の育児やしつけへの不安、そして家庭や地域の教育力低下が指摘されています。

このようなことから、学校や地域が連携を図りながら、社会全体での子どももの安全・安心の確保や保護者への支援を通じて、家庭や地域の教育力向上が求められています。

## 3. 高度情報化の進展

インターネットやスマートフォンなどの急速な普及により、ICT(※<sup>2</sup>)の進歩は、生活の利便性を向上させるとともに、市民の社会生活のあり方を大きく変化させています。

高度情報化に適切に対応するため、必要な情報を識別・認識・理解し、活用する能力を身に付けることが必要となっています。

また、利便性向上の一方で、情報の氾濫や個人情報の流出、インターネットなどを利用した犯罪やいじめなどの新たな問題も生じており、情報セキュリティ(※<sup>3</sup>)、情報モラル(※<sup>4</sup>)などの対応が求められています。

このような情報化社会における新たな課題に対応するため、学校での「情報モラル教育」を充実するとともに、学校・家庭・地域社会の連携による教育を推進していく必要があります。

## 4. 国際化の進展

国際化の進展により、地域経済、教育、文化、様々な社会参加などの面で「多文化共生(※<sup>5</sup>)」が重要視されています。

国際交流などの推進により、国際的視野を持ち、異なる言葉や文化に対応できる世界に通用する人材の育成が求められています。

---

※<sup>2</sup> ICT (Information Communication Technology) は「情報通信技術」の略。IT (Information Technology) とほぼ同意の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる。

※<sup>3</sup> コンピューターで使われている情報（データ）、あるいはコンピューター間で通信される情報を守ること。

※<sup>4</sup> 人間が情報を用いた社会形成に必要とされる一般的な行動の規範。

※<sup>5</sup> 国籍や民族に存在する文化や、様々な生き方がともに存在する社会のこと。

## 5. ライフスタイルや価値観の多様化

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、余暇時間を有意義に活用して趣味やスポーツを楽しむなど、物の豊かさだけでなく心の豊かさも重視した成熟社会へと変化しています。

個人の生き方を大切にする一方、人と人とのつながりや支え合いが弱まっていると指摘されています。

このため、社会参加の促進やコミュニケーション能力の育成などが求められています。

## 6. 環境問題の深刻化

温室効果ガスの排出量増大に伴う地球温暖化や、ゲリラ豪雨や猛暑などの異常気象をはじめとする気候変動(※<sup>6</sup>)、東日本大震災による原子力発電所の放射能漏れ事故は、人々の健康や自然環境を脅かすとともに、今後のエネルギー供給のあり方を検討しなければならない深刻な問題となっています。

人と自然が共生する持続可能な社会の構築に向けて、一人ひとりが地球的視野を持って環境を意識し、理解を深める取組が求められており、教育の果たす役割も重要になっています。

## 7. 労働環境の変化

雇用条件の規制緩和を背景に、様々な雇用形態がとられており、外国人労働者の増加が見込まれるなど、労働環境が大きく変化してきています。

労働環境の変化とともに、所得格差や若者の目的意識の希薄さが指摘されており、若い世代がしっかりとした勤労観や職業観を身に付け、社会の一員として活躍できるための教育が求められています。また、「ワーク・ライフ・バランス(※<sup>7</sup>)」も重要視されており、実現に向けた取組が必要です。

## 8. 知識基盤社会への移行

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的にその重要性を増す、いわゆる知識基盤社会と言われています。この知識基盤社会においては、一人ひとりが協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図ることが必要となります。

そのためには、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築する必要があります。

---

※<sup>6</sup> 大気の平均状態である気候が様々な要因により、多様な時間で変動すること。

※<sup>7</sup> ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

## 9. 東日本大震災の発生

東日本大震災は、かけがえのない多くの命や財産、生活基盤を奪い、さらには原子力発電所の事故による広範囲な放射能汚染をももたらす未曾有の災害となりました。

復興への道のりの中で、国内外からいただいた多くの支援や協力に感謝するとともに、人と人との絆やつながりを大切にし、絶やさないようにしていかなければなりません。

また、市民・地域・行政がそれぞれの役割をしっかりと認識し、市民一人ひとりが状況を的確に捉え、自ら考え行動していく必要があります。

そのためには、「岩沼市震災復興計画マスタープラン」に掲げた取組も、今後、地域社会とともに推進していく必要があります。

## 第5節 生涯学習の必要性

生涯学習は、市民一人ひとりがより豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶ学習活動です。

平成18年12月に、教育基本法が改正され、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されました。

また、教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現を定めるとともに、社会教育(※<sup>8</sup>)や家庭教育などを包括する生涯学習の重要性が示されています。

急激な社会情勢の変化に対応するためには、常に新しい知識や技術を習得していくとともに、生涯にわたり継続した学習が必要です。

「健幸先進都市(※<sup>9</sup>)」の実現を目標とする本市において、高齢期を豊かにし、生きがいを見つけるためにも、今後さらに生涯学習を進めていくことは大切に意義のあることです。

---

※<sup>8</sup> 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）のこと。

※<sup>9</sup> 本市では、まちづくりの基本理念に則り、質的充実やストック重視などが求められる成熟社会において人が住みたい持続可能なまちとなるよう、実現すべき将来都市像を「人があふれる“健幸”先進都市いわぬま」と設定している。「健幸」は、まちづくりを支える市民一人ひとりが、健康で長生きし、幸せを追及・実感することを表している。

## 第6節 岩沼市が目指す生涯学習社会

本基本構想は、市民一人ひとりが、生涯にわたる学習を通じて、自己の充実や生活の向上を図ることとしています。いきいきとした健康的な生活の増進、豊かな創造性の醸成、快適な生活環境の確立、地域文化の創造を目的とした生涯学習社会の実現を目指し、総合的・体系的な基盤の整備をするとともに、「健幸先進都市」の推進を図っていきます。

併せて、東日本大震災からの復旧・復興や災害の教訓を生かした防災教育の充実に努め、生涯学習を推進することで、地域コミュニティを再生し、災害が発生した場合はもちろんのこと、普段から市民が助け合えるまちづくりをしていきます。

そのために、次の3つの基本目標を掲げて、その実現に向けて取り組んでいきます。

- ① 岩沼市民憲章の精神及びいわぬま未来構想の理念に基づいた学習の推進を目指します。
- ② あらゆる年齢層の市民が自らの関心に基づいて、自主的・主体的に「学ぶ、実践する、交流する」ことができる環境づくりを行います。
- ③ 市民の学習の成果が社会に還元されていく仕組みづくりを行います。

これらの基本目標を達成していくためには、学校、家庭、地域社会、民間企業、行政など、あらゆる領域の教育機能の連携を重視しながら、学習機会の提供や学習施設の整備などを行うとともに、諸施策の推進にあたっては、市民との協働により実施していく必要があります。

## 第7節 役割分担による生涯学習の推進

市民の生涯学習の多様化・高度化が進んでおり、それらに対応し、市民の生涯学習をなお一層推進するためには、行政のみならず市民、企業、団体、NPO(※10)などが、それぞれの特性や専門性を生かした役割を適切に行うとともに、互いに連携・協働することが必要です。

### 1. 行政の役割

市民のニーズに応じた学習情報を収集・提供するとともに、市民一人ひとりに、生涯にわたり必要に応じた学習機会を提供することができるよう、総合的に学習環境を整備し、市民の学習活動を支援していきます。

---

※10 営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。

## 2. 市民の役割

学習の主体者である市民一人ひとりが、個人の能力と学習意欲に基づき、学校・家庭・地域社会における様々な活動やあらゆる機会を通じて、自分に合った手段と方法により、生涯にわたり学習活動を行うことが大切です。

また、学習成果を地域活動やボランティア(※<sup>11</sup>)活動などを通じて、地域社会に役立てていくことが期待されます。

## 3. 企業・団体・NPOなどの役割

企業・団体・NPO などにおいては、それぞれの特性や専門性を生かして、市民の様々なニーズに対応した学習支援を実践するために、地域社会に対する学習機会や施設の提供、指導者の派遣などの支援をする役割が期待されます。

---

※<sup>11</sup> 単なる無報酬の奉仕活動という意味ではなく、自己の自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供すること。

## 第 2 編 第三次生涯学習推進計画





# 第1章 計画策定の考え方

## 1. 計画策定の考え方

第二次計画策定から5年が経過し、急激な社会変化の中、生涯学習をめぐる環境や市民の学習ニーズの変化に対応するため、基本構想と岩沼市の現状及び課題を踏まえ、第三次計画を策定するものです。

第一次計画の策定（平成19年度～25年度）

生涯学習をめぐる環境・市民の学習ニーズの変化

見直し

新たな生涯学習推進の方向性

第二次計画の策定（平成26年度～30年度）

生涯学習をめぐる環境・市民の学習ニーズの変化

見直し

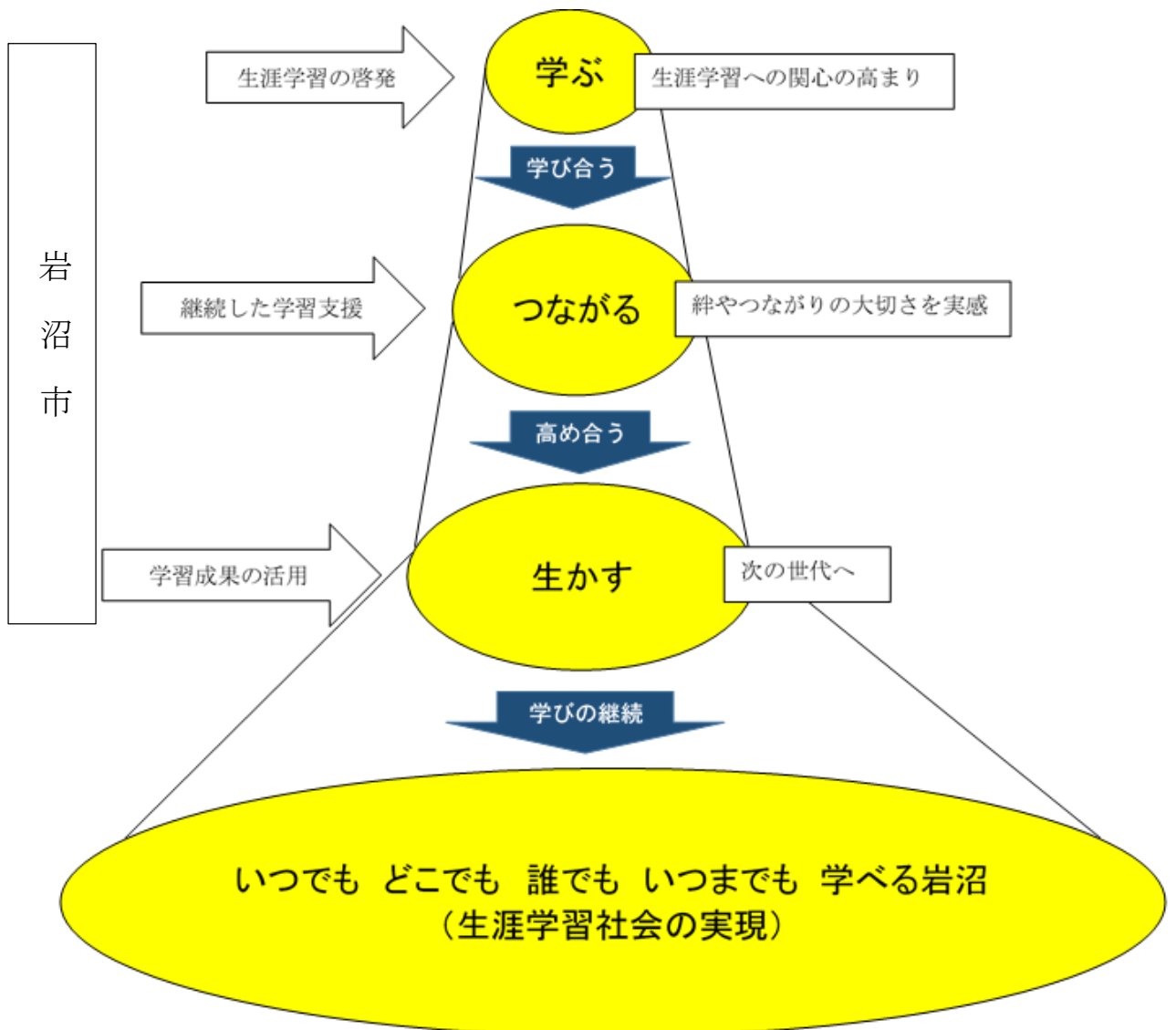
第三次計画の策定

## 2. 計画の基本理念

市民の学習への興味・関心を高め、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも学ぶことができる学習環境づくりを進めるとともに、市民一人ひとりの継続した学習を支援していきます。

グローバル社会の到来や労働環境の変化、ICTの急速な進歩など、様々な社会変化に伴い、生涯学習の方法も多様化しています。文化・スポーツなど公共施設における生涯学習だけでなく、企業や地域と連携しながら、あらゆる機会や場所、方法で行われる生涯学習への支援にも努めていきます。

また、市民の生涯学習活動を通じて、人と人の絆やつながりの大切さを実感し、学習の成果をまちづくりに生かすだけでなく、次の世代へとつなげる持続可能な生涯学習社会の実現を目指します。



### 3. 計画の性格

「いわぬま未来構想」をはじめとする関連計画との整合を図り、市民と行政、企業などが協働して生涯学習のまちづくりを推進する計画とします。

### 4. 計画の期間

基本構想の目標年度は、「いわぬま未来構想」の計画に合わせ、平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度）の10年間とします。

第三次推進計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）までの5年間とします。



### 5. 計画の進行管理

計画の効果的な推進を図るため、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行うとともに、適宜、行政評価を行い、より良い施策展開に努めます。

## 第2章 第二次計画における岩沼市の生涯学習の現状と課題

### 1. 生涯学習の振興

〔現状〕

家庭の教育力の向上のため、保護者を対象に、就学時健康診断や授業参観など、多くの保護者が集まる機会を活用して、子育てや家庭教育に関する講座を実施してきました。

また、地域住民、ボランティアなどの協力を得て、放課後における子どもたちの安全・安心な居場所として、市内すべての小学校に放課後子ども教室を設けました。さらに、勉強やスポーツを通じて、異年齢・異世代間交流を図るとともに、地域社会と学校教育の協働により、グリーンピア岩沼での里山体験学習を実施し、子どもたちの「生きる力」の育成を図ってきました。

市民図書館においては、セミナールームを活用した電子顕微鏡の学習や朗読講座などを行うことにより、まちなかの図書館として多くの市民に利用されています。

平成28年度に「岩沼に愛着を持つ人材育成事業」として始まった、岩沼の郷土料理である「はらこ飯」の学習や、「二木の松俳句大会」の実施など、地域の人材を生かした事業を行うとともに、「玉浦地区防災キャンプ」を子ども会育成会と共催するなど、学習指導者の充実も図り、将来の岩沼の中核を担う子どもの育成を行いました。

また、市民会館や公民館を生涯学習の中核の場と捉え、社会人や高齢者向けの様々な講座を開催しています。

〔課題〕

社会全体で子育て活動を支援し、家庭や地域の教育力向上を図る仕組みづくりが求められています。

また、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、学習機会の充実や相談機能・コーディネート機能の強化を図るとともに、学校・地域・企業・団体・NPOなどと連携・協働し合う仕組みづくりを構築する必要があります。

さらに、学習成果の活用と地域社会への還元を促進する仕組みづくりや、老朽化が進む施設の計画的な整備・改修、生涯学習に対する関心が薄い青年期や壮年期の市民への生涯学習関連情報の提供及び参加の促進などが課題となっています。

### 2. 青少年の健全育成

〔現状〕

小学校への子どもと親の相談員の配置や青少年室・教育相談センターの設置により、児童生徒及び保護者、教員、青少年の相談に応じ、適切な指導・

助言を行うとともに、不登校問題などの未然防止や青少年の非行防止と健全育成活動に取り組んできました。

また、関係団体などや地域住民で組織する「ふれあいパトロール隊」や、「子ども110番の家」との協働により、街頭巡回指導や環境浄化活動、子どもの見守り活動などに取り組んできました。

さらに、関係団体などとの協働による子ども会活動の指導者養成、青少年の社会参加を促すための体験学習に取り組んできました。

#### 〔課題〕

インターネット上の SNS(※<sup>12</sup>)などによるいじめなど、社会の変化に対応した子どもの安全・安心確保のため、社会全体が一体となってこれらの社会問題に取り組む必要があります。

### 3. 文化・芸術の振興、文化財の保護

#### 〔現状〕

市民会館における各種イベントの開催により、市民の芸術文化を鑑賞する機会を充実するとともに、広く市民に文化活動の場を提供し、文化活動を行う団体や個人の育成と地域文化の活性化を図るため、「文化芸術祭」を開催してきました。

また、文化財に対する市民の愛護意識の高揚を図るため、岩沼市史の編纂事業や文化財めぐりの実施、ふるさと展示室における文化財資料の展示を行うとともに、原遺跡などの埋蔵文化財発掘調査事業を通して、市民の文化財保護意識の啓発と郷土愛の醸成を図ってきました。

#### 〔課題〕

公民館やふるさと展示室などによる各種企画展や地域講座などを通じて、地域資源を活用した学習活動を推進し、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成する必要があります。

また、東日本大震災により被災した文化財資料のデジタル化を一層進め、貴重な財産である文化財を後世へ保存・継承していく必要があります。

---

※<sup>12</sup> SNSは social networking service の略。 インターネット上で会員登録をして、多くの人と情報をやりとりしたり、交流したりするサイト。

#### 4. 生涯スポーツ(※<sup>13</sup>)の振興

##### 〔現状〕

市民のスポーツ活動の普及・促進を図るため、学校の体育施設や既存施設などを活用しながら、各種スポーツ教室や講習会などを開催し、基礎知識や技術の習得の機会を提供してきました。

また、関係団体との協働により、「いわぬまエアポートマラソン」や各種スポーツ大会を開催するとともに、「国体・障害者スポーツ大会激励会」を実施したり、東北大会や全国大会に出場する団体・個人に対する助成を行ったりするなど、市民のスポーツ活動を支援してきました。

##### 〔課題〕

高齢者や障害のある人などを含めて、市民が身近で気軽に取り組めるスポーツ活動への環境づくりを一層進め、スポーツを通じた仲間づくり、世代間交流の促進を図るとともに、スポーツ活動に取り組むための適切な運動プログラムの展開や指導者の充実を図る必要があります。

---

※<sup>13</sup> 個人的には、生涯にわたって行われるスポーツの存在形態のことを意味し、社会的には、人々がその生涯の各時期において、生活の各分野において、必要に応じて、いつでもスポーツが行えるような多様な機会とその条件を整備することを意味する。

## 第3章 生涯学習推進のための主要な施策

### 第1節 生涯学習推進体制の確立

#### 1. 推進体制の整備

総合的な生涯学習の推進にあたっては、生涯学習の理念を踏まえ、地域の人々の意思を十分に吸収するとともに、官民相互の連携のもとに、それぞれの機能に応じて役割を果たさなければなりません。

このため、市民の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に行い、生涯学習に関わる行政関係者、学識経験者、学校関係者などとの連携を図ります。また、生涯学習を生かした地域づくりを進めるため、生涯学習事業を推進します。

#### (1) 外部評価の体制づくり

市の生涯学習施策に対する外部評価の組織として社会教育委員の会議を位置付け、専門的知識や市民目線で、計画遂行に向けた意見や提言を行います。

#### (2) 庁内推進体制の整備

生涯学習の推進に全庁的に取り組むために、市長を本部長とする「岩沼市生涯学習推進本部」を設置します。

岩沼市生涯学習推進本部

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 健康福祉部長 市民経済部長 建設部長 教育次長

#### (3) 各課・各施設の施策展開

本計画の施策に位置付けた各事業を所管する各課・各施設においては、事業の進捗状況の点検や評価を行い、より良い施策展開に努めます。

#### 2. 関係機関などとの連携

国・県などの行政機関、大学などの教育機関、企業・団体・NPOなどと連携し、学習機会や学習環境の充実を図り、市民の多様な学習活動を支援していきます。

### 3. 教育機能の充実と連携

豊かな生涯学習社会を実現していくためには、家庭教育、学校教育、社会教育など、それぞれの教育機能の充実を図っていくとともに、「学社連携・融合(※<sup>14</sup>)」の考えに基づき、相互に連携を強化していく必要があります。

#### (1) 家庭教育

家庭教育は、すべての教育の原点であり、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、家庭における保護者の役割が極めて重要です。

保護者同士や学校・家庭・地域社会が連携したネットワークの充実を図るとともに、子どもの発達段階に応じた必要な知識を習得するため、家庭教育に関する学習機会の提供や相談事業の充実を図り、家庭の教育力の向上に努めていきます。

#### (2) 学校教育

学校教育は、生涯学習の基礎づくりの場として、児童生徒が基礎的・基本的な学力や体力を身に付けるだけでなく、生涯にわたって自ら学ぶ意欲・姿勢・能力を育てるとともに、人間性豊かな児童生徒の育成を目指すものです。

家庭や地域社会の連携を一層深め、子どもたちの個性を重視しながら、自ら学ぶ意欲の向上と社会変化に対応できる能力を育む教育を推進していきます。

#### (3) 社会教育

今後ますます加速すると考えられる社会環境の変化や、各ライフステージ(※<sup>15</sup>)における課題などに対応するため、市民の学習意欲を喚起するとともに、気軽に参加できる講座や学習機会の場を充実する必要があります。

また、市民の幅広い参加を促すため、社会教育関係団体への補助制度を活用した活動支援及び積極的な学習情報の提供とともに、市民一人ひとりが、自らの学習課題に取り組み、心豊かな人間性を培い、生きがいのある充実した人生を送れるように、生涯にわたる学習を支援していきます。

---

※<sup>14</sup> 学社連携とは学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら、協力すること。

学社融合とは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、学習の場や活動などの要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考えのこと。

※<sup>15</sup> 人間の一生を節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のこと。本計画では、各段階での学習目標を適切に設定する意味から、乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期に分けている。



## 第2節 学習機会の整備・充実

市民の学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に努め、市民一人ひとりの自己実現と生きがいづくりにつながる学習機会を充実していきます。また、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも学べる環境づくりを一層進めていきます。

### 1. ライフステージに応じた学習

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージにおける各段階の課題に応じた学習が幅広く選択できるように、学習機会の提供と支援体制の充実を図り、市民の学びを支援していきます。

#### (1) 乳幼児期（おおむね0～5歳）

乳幼児期は、心身の発達とともに生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

基本的な生活習慣の定着と自立の基礎を育てるため、家庭や地域と協力し、乳幼児一人ひとりの望ましい発達を支援していきます。また、家庭に求められている教育力の向上のため、家庭教育の重要性を啓発していきます。

#### (2) 少年期（おおむね6～18歳）

少年期は、学校での集団生活や家庭、地域における生活を通じて、基本的な生活習慣や社会的適応力を身に付けるとともに、思いやりの心や自立心、忍耐力、自主性や協調性などの人格の基礎が形成されます。

生涯を通じて必要な基礎的な知識や技術の習得、健全な心身の発達に重点を置いた学習機会・支援体制の充実を図ります。

#### (3) 青年期（おおむね19～39歳）

社会環境や生活環境の変化の激しい青年期に対応した学習機会・支援体制の充実を努め、青年が主体的に地域で社会参加できるように、社会活動への参加促進に努めます。

#### (4) 壮年期（おおむね40～64歳）

社会の変化に主体的に対応し、社会人としての責任を負い、家庭・職場・地域社会で中心的役割を担うために必要な知識や技能の習得のための幅広い学習機会・支援体制の充実を図ります。

#### (5) 高齢期（おおむね65歳以上）

高齢者が長年培った豊かな知識・技術・経験を生かしながら、健康で生きがいのある豊かな人生を過ごすための学習機会や地域の人々との交流の場を充実させていきます。

## 2. 生涯学習の推進施策

### (1) いきいきとした健康的な生活の増進のための学習

#### ①健康に関する学習

健康で生きがいのある生活を送るために、それぞれの年代に応じた健康に関する正しい知識を習得する、「生活習慣病予防講演会」や「心の健康講座」、体力維持のための「地域介護予防教室」などの学習機会の充実を図ります。

#### ②生涯スポーツに関する学習

生涯を通じて心身の健康を保つため、「少年期対象のスポーツ教室」など、様々な効果が期待できるスポーツに関する知識を習得する講習を行うとともに、市民が身近にスポーツ活動に参加できる機会や場を提供します。

#### ③ライフプランに関する学習

超高齢社会(※<sup>16</sup>)における医療、介護、年金、雇用などの社会システムへの対応や、高齢期を、元気に生きがいを持って生活するための「セカンドライフセミナー」などの講座を行います。また、地域包括ケアシステム(※<sup>17</sup>)の深化と充実を図っていきます。

#### ④人権問題に関する学習

すべての差別をなくし、明るい社会を築くために、人権問題についての知識を正しく理解し、意識を高めることができるように、小中学校での「人権教室」や「教育・いじめ防止子どもフォーラム」などの学習機会の提供や啓発事業を実施するとともに、相談体制の充実を図ります。

#### ⑤ボランティア活動に関する学習

ボランティアとして活躍する人材やボランティアリーダーを育てるため、「ボランティア体験教室」や「運動サポーター養成講座」などの講座や講習会を実施するとともに、ボランティアとしての学習の成果を地域に還元できる機会を提供していきます。

---

※<sup>16</sup> 65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のこと。

※<sup>17</sup> 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、身体的能力やライフスタイルに応じ自立した日常生活が営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「日常生活支援」が包括的に確保される体制

## ⑥社会活動、地域活動に参加するための学習

市民がともに尊重し支え合う地域社会づくりに向け、社会における各種活動に参加し、貢献するための意識啓発と活動内容に関する学習を推進し、地域共生社会(※<sup>18</sup>)の実現を目指します。

## ⑦生涯学習機会の充実

公民館講座などを通して、知識基盤社会における新しい学びと仲間づくりの場を提供し、学習の成果が地域づくりに生かされるように支援していきます。

## ⑧食育の推進

食を大切に作る心を育み、健全な食生活の実現と心身の健康増進を図るため、小中学校における自校給食の継続や「岩沼の健康食レシピ集」などを活用し、市民との連携で地産地消による食育を推進していきます。

## (2) 豊かな創造性の醸成

### ①現代的課題に関する学習

社会の急激な変化に対応し、豊かな生活を営むため、現代的課題をテーマとする学習に対して、自ら学習する意欲と能力を高めるとともに、問題解決に取り組む主体的な態度を養うため、参加型の学習機会を提供していきます。

### ②社会人を対象としたリカレント教育(※<sup>19</sup>)

急速な技術革新や産業構造の変化に対応できる知識・技能習得のために、学習機会の提供やリカレント教育の啓発・支援に努めていきます。

### ③女性、高齢者を対象とした職業能力の開発・向上のための学習

子育てが一段落した女性や就業意欲のある高齢者の再就職のために、関係機関との連携及び、各種講座・教室の開催など、職業能力を身に付ける体制への支援に努めていきます。

---

※<sup>18</sup> 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことで、国が提唱し進めていこうとしている。

※<sup>19</sup> 社会に出てからも学校または教育・訓練機関に回帰する(戻ってくる)ことが可能な教育システムのこと。

#### ④各種産業の振興及び人材育成のための学習

各種産業振興の担い手育成を目指し、地域の良さを学び、地域資源を有効活用した魅力あるまちづくりのために、「創業支援セミナー」の開催や「チャレンジショップ」の開設など、学習や活動の支援に努めていきます。

#### ⑤家庭教育に関する学習

子どもたちの健全な成長・発達のために、全ての保護者が子育てや家庭教育に関心を持ち、理解を深めるために「子育て・親育ち講座」などの学習機会や情報の提供に努めていきます。また、子育てに関する相談体制や学校・家庭・地域社会との協働による家庭教育の充実を図っていきます。

#### ⑥情報化に関する学習

インターネットやスマートフォンなどをはじめとする ICT の進展に対応できる人材を育てるために、様々な情報機器の活用に関する知識・能力を高めるための学習機会の提供に努めます。

併せて、情報の氾濫や個人情報の流失、インターネットを利用した犯罪やいじめ、情報モラルの欠如、知的財産権(※<sup>20</sup>)の侵害の問題に関する知識を習得するために、小中学校において「情報モラル教室」などの学習機会を提供していきます。

#### ⑦青少年の創造性を育むための学習

自然と人が直接触れ合う「里山体験学習」などの各種体験活動への参画を促進するとともに、優れた芸術や伝統文化に親しむ機会を充実し、青少年の豊かな感性と創造性を育てていきます。

#### ⑧青少年の学校外活動

地域との連携により、体験活動や地域活動への参加を促進し、ジュニア・リーダーの養成など、青少年の健全な人格を形成していきます。

#### ⑨男女共同参画社会(※<sup>21</sup>)の形成に関する学習

男女が個性と能力を十分に発揮しながら、あらゆる分野において社会に参画していくため、互いの人権を尊重する意識啓発の講座や研修の開催など、男女共同参画社会の実現に向けた学習・相談機会の充実に努めていきます。

---

※<sup>20</sup> 人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間付与される財産としての権利のこと。特許権、商標権、著作権などがある。

※<sup>21</sup> 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること。

#### ⑩市民参画・協働のまちづくりに関する学習

魅力あるまちづくりにつながる学習の機会を提供するとともに、自らがまちづくりに参画できるよう、市民活動、地域活動を支援していきます。

また、平成30年10月に開館した「いわぬま市民交流プラザ」を拠点とし、市民の生きがいつくりの交流の場としての活用を促進していきます。

### (3) 地域文化の創造

#### ①趣味・教養などに関する学習

趣味・教養などの分野に役立つ知識について、広く学ぶことのできる学習機会を充実していきます。

#### ②文化・芸術活動のための学習

市民の感性と創造性を育て、心豊かな潤いのある生活が送れるように、様々な文化・芸術に触れる機会を充実するとともに、市民の文化芸術活動の成果を発表することができる機会を提供していきます。また、「生涯学習振興基金」を活用し、団体・個人に対する助成を行います。

#### ③岩沼の歴史を理解するための学習

地域の魅力を再認識し、郷土岩沼への誇りと愛着心を育むため、郷土の歴史や人物、文化伝統を理解し、岩沼市史の発刊や地域づくりにつながる内容の学習機会を充実していきます。また、ふるさと展示室を活用し、小学校の社会科学習を支援します。さらに、原遺跡の発掘調査事業を広く市民に広報します。

#### ④国際化を担う人材育成のための学習

豊かな国際感覚を育み、言葉や習慣の違いを越えた国際理解を深めるための学習及び、姉妹都市や友好都市との国際交流などを推進し、多文化共生に向けた人材の育成に努めていきます。

### (4) 快適な生活環境の確立

#### ①環境問題に関する学習

市民との協働により、恵み豊かな環境を持続的に享受できるまちづくりを目指し、地球温暖化や大気汚染、海洋汚染などの様々な環境問題と、未来へ向けた循環型社会の形成、自然環境の保全への関心を高めるとともに、自主的な活動を促進するため、多くの市民に活動の機会を提供し、環境学習・環境教育の充実を図ります。

## ②自然に親しむための学習

自然に親しむために、野外活動や自然観察などの多様な学習機会や学習情報の提供に努めていきます。

## ③防犯・防災に関する学習

防犯協会主催の安全教室など、防犯教育に対する支援を行います。

また、東日本大震災の教訓から、普段から災害時においては「自分の身は自分で守る」という意識と行動力を高める啓発などのほか、防災教育の学習機会を提供するとともに、総合防災訓練など、市民と行政が一体となった災害予防体制を一層強化していきます。

## ④消費者問題や特殊詐欺に関する学習

多重債務や高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺（※<sup>22</sup>）による事件が多発していることから、市民一人ひとりが、適切に対応し、自らを守ることができるように、消費に関する情報や学習機会を提供し、注意喚起をすることで当事者意識の醸成を図ります。

---

※<sup>22</sup> 首謀者が被害者に直接会わず、電話やパンフレットなどを使って現金やキャッシュカードをだまし取る手口の詐欺。

## 第3節 学習の場の整備・充実

### 1. 学習施設の整備

平成23年に開館した市民図書館や平成29年に開館した玉浦コミュニティセンター、平成30年に開館した市民交流プラザは、市民の生涯学習を支援する施設として、多くの市民に利用されています。

また、平成30年度には陸上競技場の大規模改修を行い、より良い環境で生涯スポーツを実施できるようになりました。

さらに、市民のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、心身の健全な発達及び福祉の増進に寄与するために、平成31年度より市内の体育施設について、指定管理者制度を活用した管理運営を行うことになりました。これにより、より一層の利用者サービスの向上及び効果的かつ効率的な施設運営を図っていきます。

### 2. 野外施設の活用

貴重な里山であるグリーンピア岩沼や千年希望の丘をはじめとする市内の野外施設を、市民の学習の場として有効に活用していきます。

### 3. 学校開放の促進

生涯学習・生涯スポーツの場として、学校の教育活動に支障のない範囲で校庭や体育館などの学校施設を有効に活用していきます。

### 4. 交通の便の確保

児童生徒の学習施設利用を促すために、市内の小中学生は土日祝日や学校の長期休業中に無料で岩沼市民バスを利用できるようになりました。また、交通手段を持たない市民のために、市民バスの運行体系（経路、時刻など）を見直しました。今後も生涯学習施設利用者の交通の利便性の向上を図っていきます。

## 第4節 学習指導者の充実

### 1. 指導者の発掘・登録・支援

市民の生涯学習を一層推進するためには、地域づくりの担い手となる指導者・リーダーとなる人材を発掘し、広く市民に知らせ、活動を支援する必要があります。

そのため、個人で学習した成果や職業人として培ってきた様々な知識・技術を地域社会に還元しようとする人材を「人材バンク」に登録・活用し、市民の学びを支える体制の充実を図っていきます。

## 2. 指導者を対象とした研修機会の充実

生涯学習の機運を高め、一層の振興を図るには、各分野の指導者の深い理解と関係職員の実践努力が不可欠であることから、これら指導者・職員の研修機会の充実を図る必要があります。

このため、国や県などが主催の研修や研究機関における現場教育、その他専門的な研修の機会などを数多く活用できるようにし、指導者や職員の積極的な参加を促します。

また、庁内各部署の連携・協力により、自主研修の機会を充実するとともに、各分野の指導者との情報交換並びに連絡調整を図る機会を設けます。

## 第5節 学習情報・相談システムの整備

### 1. 生涯学習啓発の促進

生涯学習について、市民がより身近に感じたり、学習への興味・関心・意欲を高めたりすることが大事です。特に生涯学習に対する関心が薄い青年期や壮年期の市民への啓発が必要です。そのために、生涯学習に関する情報を市広報紙やホームページなどを活用した広報活動により啓発を促進し、市民の積極的な参加を促します。

### 2. 学習情報の収集・提供システムの整備

市民が求める多様な学習情報を効果的に提供することができるように、生涯学習に関する各種情報を収集・整理し、一元的に提供する仕組みづくりを推進していきます。

また、ICT を活用した生涯学習情報などのデータベース(※<sup>23</sup>)化を図り、市民が必要な情報を容易に検索できるシステムを検討していきます。

### 3. 学習相談体制の整備

市民の多様な学習ニーズに的確に対応するため、学習内容や学習手段・方法について、収集・整理した学習情報を生かした相談体制の整備を進めるとともに、地域活動を支援していきます。

---

※<sup>23</sup> 大量のデータを周辺機器に組織的に格納し、コンピューターを介してデータの要求があれば提供し、また適時データの収集と更新を行うシステムのこと。



## 第6節 学習成果の活用

市民が学習活動の成果を適切に活用することで、生涯学習に対する関心・意欲が高くなり、生きがいをもって豊かに生活できる社会の実現につながると考えます。

市民が学習成果を発表したり、有効に活用したりすることができるよう、「文化芸術祭」や「いわぬま市民交流フェスティバル」などの機会を拡充するとともに、地域社会やボランティア活動などに還元される仕組みづくりを推進していきます。

## 第7節 生涯学習施策の評価

生涯学習の目的や内容、方法は極めて多様であり、これらの実施に際しては十分な成果が得られ、また、有効な活用方策を念頭に置いて行う必要があります。

そのために生涯学習に係る事業や取組について、それぞれの担当課による評価・検証を行います。評価・検証にあたっては、計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action) のPDCAのプロセスを循環させながら、各事業の取組の改善を図ります。

また、事業や取組の進捗状況を社会教育委員へ報告して内容を精査し、広く市民の声を聞くことで、事業や取組を適切に評価し、その結果を検証しながら生涯学習施策に反映していきます。



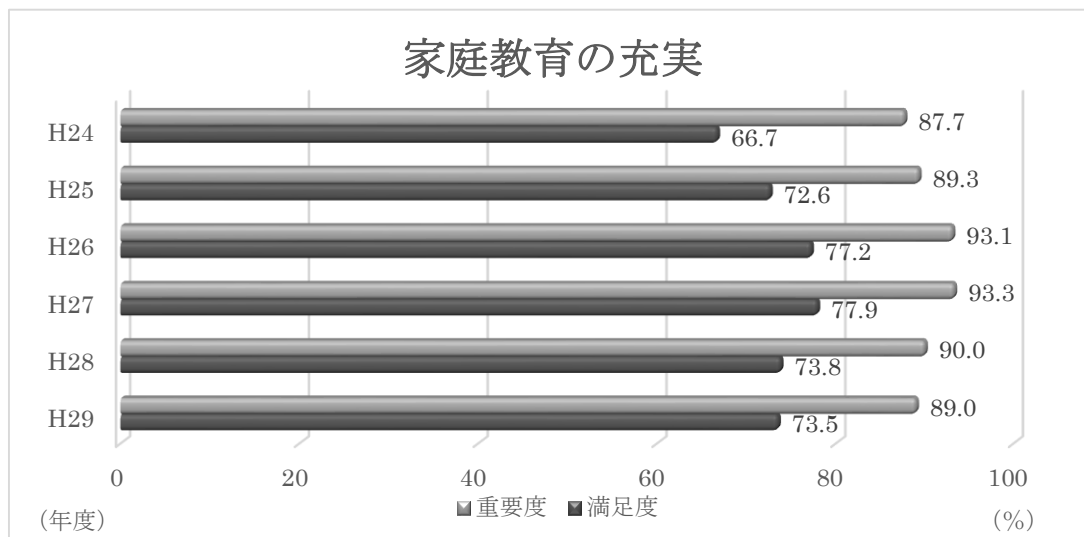
## 第 3 編 資料編



## 市民満足度調査における生涯学習に関する市民の意識

### 1 家庭教育の充実

#### (1) 重要度及び満足度



#### (2) 年齢別重要度

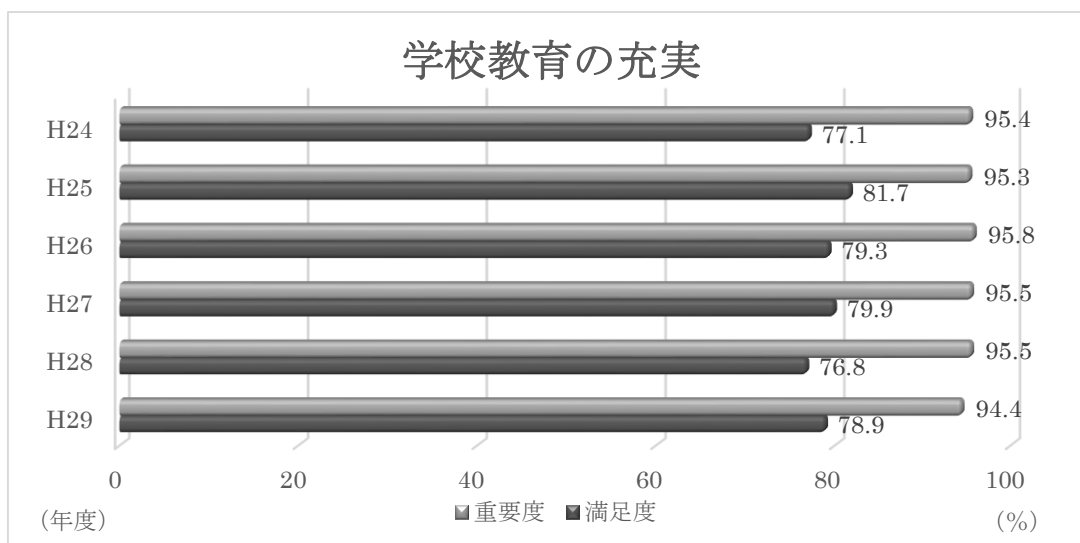
年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	100	75.0	80.0	81.8	80.0	100.0
20歳代	86.7	92.5	94.7	94.4	96.7	96.9
30歳代	89.6	93.6	93.6	100	90.1	90.9
40歳代	90.4	90.0	90.7	89.2	89.2	85
50歳代	86.8	85.1	91.9	90.2	87.8	90.6
60歳代	85.6	87.1	95.4	91.9	91.6	88
70歳以上	84.2	91.9	93.3	97.1	90.4	87.8

#### (3) 年齢別満足度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	75.0	62.5	83.3	72.7	63.6	66.7
20歳代	66.7	80.0	81.2	82.9	76.7	77.1
30歳代	78.3	72.3	75.8	82.7	68.9	74.3
40歳代	53.3	70.2	70.1	75.8	73.7	74.3
50歳代	60.0	70.6	75.6	69.0	74.8	69.7
60歳代	70.2	70.8	80.5	78.5	73.7	76.1
70歳以上	67.2	73.3	80.8	86.4	81.1	72.3

## 2. 学校教育の充実

### (1) 重要度及び満足度



### (2) 年齢別重要度

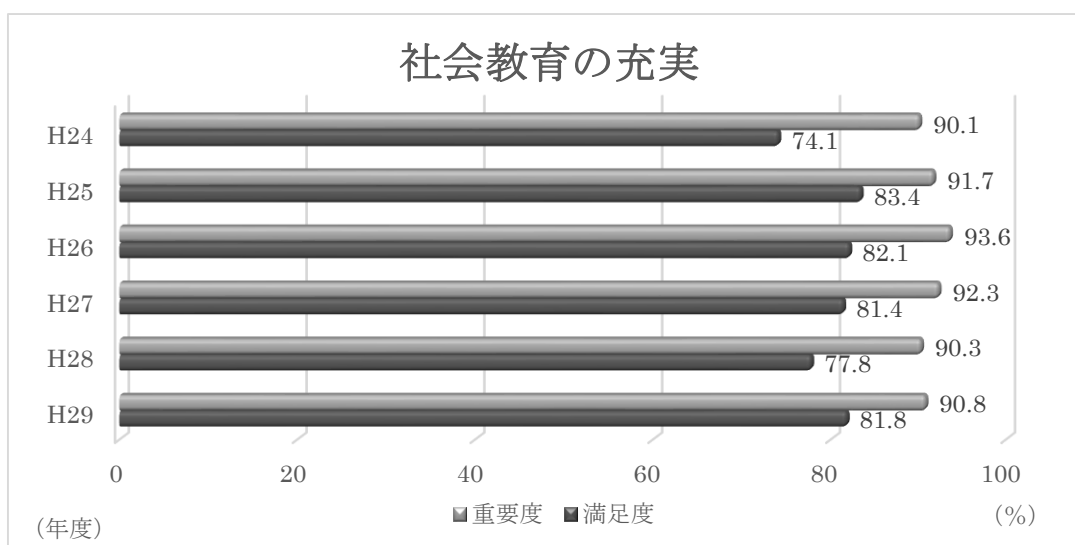
年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	100.0	100.0	100.0	81.8	81.8	100.0
20歳代	97.8	91.4	89.5	91.9	96.7	96.9
30歳代	90.7	96.9	92.7	99.0	93.1	93.5
40歳代	95.8	92.8	95.5	94.7	99.0	91.6
50歳代	97.4	91.9	96.6	92.5	96.0	97.7
60歳代	97.7	98.2	98.6	95.7	96.2	95.1
70歳以上	93.4	96.8	100.0	98.6	92.2	92.2

### (3) 年齢別満足度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	83.3	66.7	83.3	91.7	66.7	100.0
20歳代	73.7	74.3	77.5	83.3	83.9	75.0
30歳代	82.5	73.9	75.0	76.0	82.7	72.4
40歳代	67.4	76.5	69.9	77.0	71.3	75.0
50歳代	70.8	81.0	74.1	72.3	75.7	74.2
60歳代	81.5	86.0	88.2	85.7	75.4	78.2
70歳以上	83.3	90.9	89.1	85.7	83.3	82.4

### 3. 社会教育の充実

#### (1) 重要度及び満足度



#### (2) 年齢別重要度

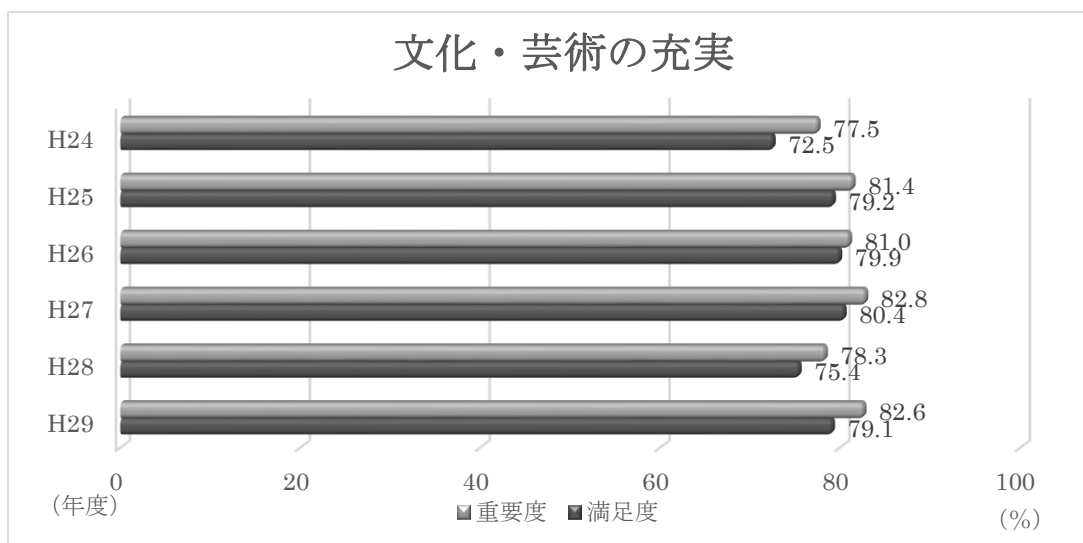
年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	83.3	88.9	100.0	80.0	100.0	100.0
20歳代	93.5	94.6	92.5	94.7	93.3	93.6
30歳代	88.8	90.9	93.9	94.9	88.7	92.3
40歳代	90.0	94.4	91.9	88.7	93.8	87.8
50歳代	87.5	86.1	94.3	92.6	89.2	93.3
60歳代	91.6	91.4	93.8	91.0	89.1	91.3
70歳以上	89.8	96.7	96.2	95.8	87.0	86.8

#### (3) 年齢別満足度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	83.3	77.8	80.0	100.0	91.7	100.0
20歳代	69.1	86.5	77.3	87.2	90.3	83.3
30歳代	77.6	82.6	81.7	85.3	80.8	88.8
40歳代	63.0	83.1	76.1	78.4	82.1	86.4
50歳代	65.4	81.8	78.3	76.0	70.5	74.0
60歳代	79.4	82.5	89.5	79.2	76.6	80.4
70歳以上	84.4	84.1	83.6	89.3	77.6	83.6

#### 4. 文化・芸術の充実

##### (1) 重要度及び満足度



##### (2) 年齢別重要度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	66.7	77.8	80.0	70.0	81.8	100.0
20歳代	79.6	86.1	72.5	84.2	76.7	90
30歳代	76.0	78.1	75.8	80.9	70.2	73.3
40歳代	70.7	73.9	79.3	79.8	80	80.5
50歳代	81.5	79.8	78.2	75.5	75.7	82.8
60歳代	79.4	82.2	85.1	86.0	80.6	85.3
70歳以上	83.3	91.7	94.3	93.1	85.2	87

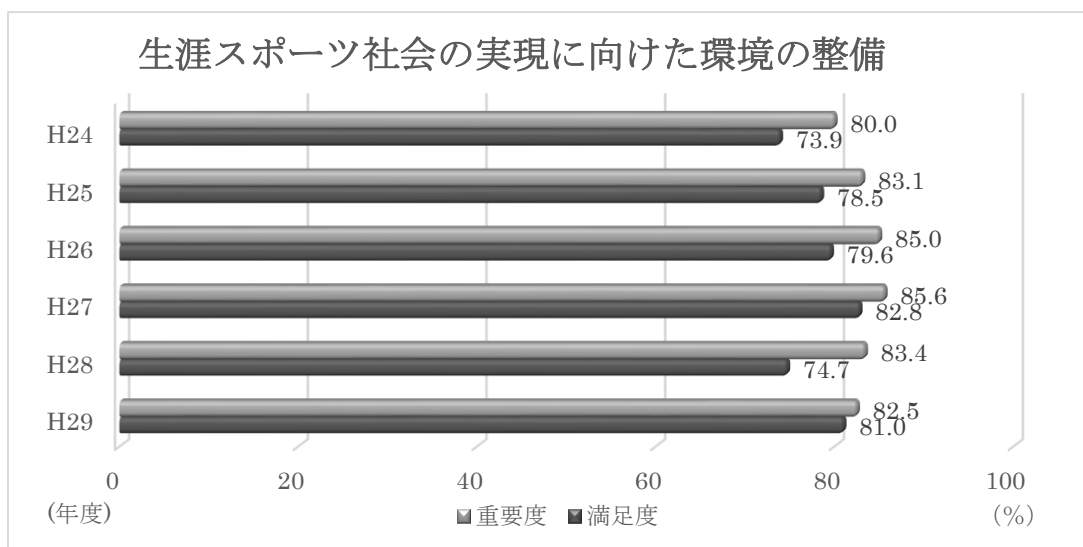
##### (3) 年齢別満足度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	66.7	44.4	83.3	81.8	75.0	100.0
20歳代	75.6	77.1	73.2	87.2	90.6	82.4
30歳代	78.9	78.8	78.4	85.3	74.7	85.1
40歳代	68.2	81.4	78.4	76.0	72.6	86.3
50歳代	64.1	75.6	75.6	71.4	73.9	71.7
60歳代	75.7	81.8	84.1	81.2	72.2	77.3
70歳以上	71.9	82.3	84.4	87.5	83.1	78.3



## 5. 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備

### (1) 重要度及び満足度



### (2) 年齢別重要度

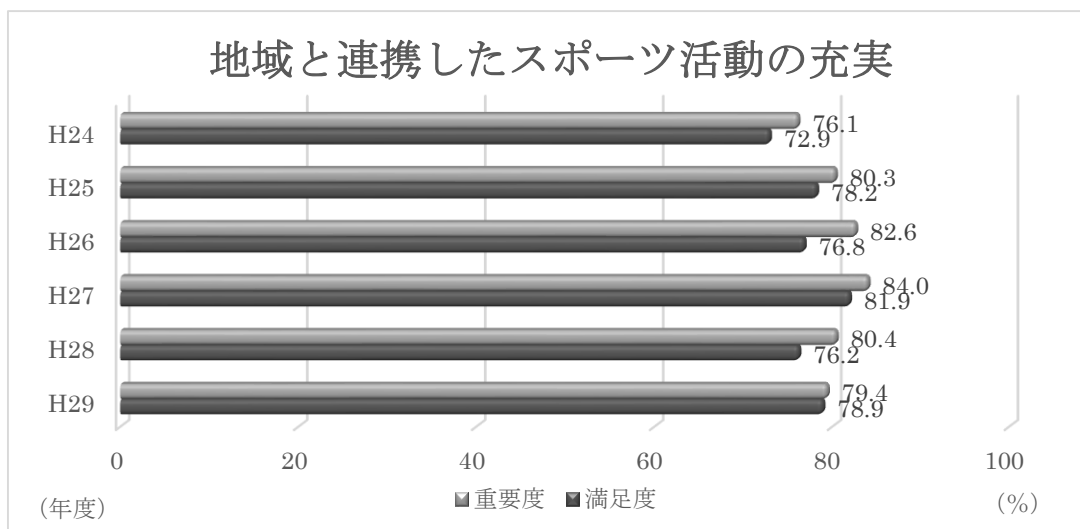
年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	83.3	88.9	83.3	90.9	100.0	100.0
20歳代	82.2	75.0	80.0	85.4	90.0	90.6
30歳代	78.1	78.1	85.0	89.3	79.4	83.1
40歳代	76.1	80.3	82.6	76.0	84.4	77.8
50歳代	88.6	81.7	75.6	81.6	82.7	80.0
60歳代	77.9	86.5	89.4	88.5	81.6	83.5
70歳以上	80.0	90.2	96.5	91.7	86.3	85.2

### (3) 年齢別満足度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	60.0	66.7	71.4	83.3	76.9	100.0
20歳代	82.2	83.3	76.7	97.7	83.3	91.7
30歳代	77.1	77.6	86.7	84.0	78.7	84.6
40歳代	67.1	78.9	81.9	84.0	76.6	86.4
50歳代	68.8	77.9	72.3	73.0	72.6	80.4
60歳代	76.9	79.8	79.1	85.1	69.9	75.8
70歳以上	76.1	79.0	77.3	81.5	80.4	77.2

## 6. 地域と連携したスポーツ活動の充実

### (1) 重要度及び満足度



### (2) 年齢別重要度

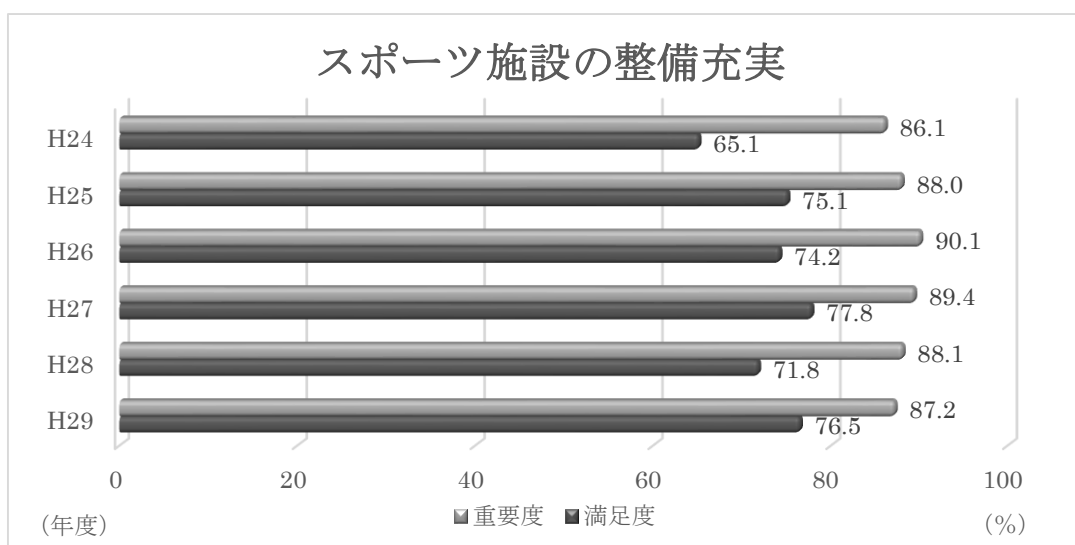
年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	83.3	88.9	83.3	90.9	90.9	100.0
20歳代	77.8	73.0	86.8	82.1	96.7	83.9
30歳代	77.7	84.1	78.8	86.8	75	73.0
40歳代	68.1	80.6	81.4	79.2	80.4	76.5
50歳代	84.4	72.0	76.1	77.9	79.6	81.2
60歳代	74.1	83.2	86.9	84.7	79.6	81.6
70歳以上	78.3	85.0	88.5	94.0	80.4	80.8

### (3) 年齢別満足度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	60.0	77.8	71.4	83.3	84.6	100.0
20歳代	78.6	83.3	75.0	95.1	82.8	89.2
30歳代	79.8	82.8	78.0	81.3	78.1	82.7
40歳代	70.8	78.6	78.0	84.7	76.7	78.5
50歳代	60.0	75.0	71.9	75.2	70.6	83.5
60歳代	76.8	78.9	80.1	82.1	73.3	74.0
70歳以上	72.7	74.6	73.3	82.9	87.3	73.2

## 7. スポーツ施設の設備充実

### (1) 重要度及び満足度



### (2) 年齢別重要度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	66.7	100.0	100.0	90.9	100.0	100.0
20歳代	87.2	79.0	85.4	92.7	93.1	96.9
30歳代	82.1	92.3	89.1	91.4	87.5	84.2
40歳代	88.5	85.7	89.0	86.9	88.7	79.3
50歳代	92.6	82.4	86.2	86.7	84.6	87.5
60歳代	83.6	90.2	90.8	89.0	88.8	90.7
70歳以上	87.1	91.7	100.0	93.0	89.1	88.2

### (3) 年齢別満足度

年度 \ 年齢	H24	H25	H26	H27	H28	H29
10歳代	60.0	55.6	66.7	75.0	76.9	83.3
20歳代	63.8	70.3	74.5	90.7	77.4	86.1
30歳代	73.2	83.1	78.3	77.2	75.3	84.4
40歳代	62.1	66.7	73.5	75.3	72.0	73.5
50歳代	49.4	77.7	64.3	70.6	69.0	72.9
60歳代	67.7	77.0	76.9	79.3	68.2	76.3
70歳以上	71.4	74.2	77.8	83.8	78.0	72.7

## 社会教育施設の利用状況

### 1. 公民館の利用状況 (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中央公民館	22,684	22,007	23,303	22,644	21,694	19,136
旧勤労青少年ホーム	14,953	15,969	17,739	18,076	17,721	16,997
玉浦公民館	11,929	13,660	12,248	12,824	10,446	(799)
(玉浦教室)						1,845
西公民館	17,212	15,686	15,201	15,311	16,116	15,359
合計	66,778	67,322	68,491	68,855	65,977	69,133

※玉浦公民館は、平成29年4月30日閉館

### 2. 図書館の利用状況

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録者数 (人)	15,853 (14,799)	16,701 (15,712)	17,220 (16,263)	17,580 (16,675)	18,863 (17,905)	17,038 (16,025)
蔵書冊数 (冊)	155,322 (149,139)	163,878 (157,275)	170,477 (163,027)	177,233 (169,086)	185,653 (176,612)	190,759 (182,617)
貸出利用者数 (人)	106,333 (104,720)	102,900 (101,258)	98,516 (97,581)	100,301 (99,565)	97,956 (96,832)	94,782 (93,676)
貸出冊数 (冊)	380,807 (376,944)	375,625 (371,215)	375,420 (372,557)	379,838 (377,443)	366,291 (362,340)	359,157 (354,710)
受入冊数 (冊)	10,554 (9,916)	9,176 (8,642)	8,356 (7,489)	8,641 (7,806)	9,542 (8,003)	9,323 (8,710)

※( )内の数値は、本館の実績値

社会体育施設等の利用状況

施設名		利用者数（人）					
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総合体育館		7,899	12,744	63,326	69,469	72,225	78,582
市民体育センター		14,749	29,852	25,794	27,149	29,932	29,236
陸上競技場		38,974	35,569	35,820	36,638	35,038	33,814
多目的グラウンド						3,600	16,982
朝日山公園	野球場	6,116	8,328	7,662	7,680	7,351	6,167
	テニスコート	8,065	5,260	6,683	5,591	7,500	12,802
市民テニスコート		6,395	5,134	7,411	9,444	9,380	18,852
阿武隈公園グラウンド		2,008	4,339	2,981	2,750	2,115	—
鍛冶スポーツ公園		300	200	200	400	475	374
小学校施設	体育館	43,265	42,837	45,407	53,336	49,923	56,325
	校庭	42,099	37,313	40,355	45,097	39,176	41,981
中学校施設	体育館	29,450	34,291	35,891	29,888	31,476	33,981
	校庭	8,513	11,182	7,142	5,495	4,383	5,458
合計		207,833	227,049	278,672	292,937	292,634	334,554

※斜線は震災により利用できなかったため

※総合体育館の24年度はトレーニングルームと会議室の利用のみ

25年度は、11月までがトレーニングルームと会議室の利用のみ

※市民体育センターの24年度は、8月からの実績値

※阿武隈公園グラウンドは29年度より閉鎖

## 岩沼市生涯学習推進本部設置要綱

平成 12 年 12 月 8 日

告示第 88 号

### (設置)

第 1 条 市民一人ひとりが、生きがいのある充実した生活をめざして生涯にわたる多様な学習を主体的かつ効果的に行えるよう、市の生涯学習施策を総合的に企画、調整するため、岩沼市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習推進計画策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る事業の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長及び本部員は別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議は、部員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進本部の議決は、出席した部員の過半数をもって決するものとする。

### (幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 推進本部の会議に付すべき事項に関すること。
  - (2) 推進本部の決定した施策に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び副幹事長は別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、計画策定に関わる課長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係職員の出席を求めることができる。

(平 26 教委告示 6・一部改正)

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 19 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 11 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 33 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年教委告示第 6 号)

この告示は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

(平 19 告示 11・平 21 告示 33・平 26 教委告示 6・一部改正)

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 健康福祉部長 市民経済部長 建設部長 教育次長

別表第 2 (第 5 条関係)

(平 17 告示 19・平 26 教委告示 6・一部改正)

幹事長	教育次長
副幹事長	政策企画課長

## 岩沼市第三次生涯学習推進計画策定経過

		平成30年					平成31年		
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民への 意見聴取				意見等 聞き取り			パブリック コメント		
庁内調整	推進本部	本部 設置				計画法 検討		計画法 承認	
	幹事会		試案検討 計画法作成					計画法 修正	

年 月 日	内 容 等
平成30年 8月 9日	第1回生涯学習推進本部会議
平成30年10月 2日	第1回生涯学習推進本部幹事会・研修会
平成30年10月25日 ～11月11日	市民へのアンケート実施
平成30年11月27日	第2回生涯学習推進本部幹事会
平成30年12月18日	社会教育委員からの意見聞き取り
平成30年12月21日	第2回生涯学習推進本部会議
平成31年 1月18日 ～ 2月17日	パブリックコメント実施
平成31年 2月14日	定例教育委員会
平成31年 2月18日	第3回生涯学習推進本部幹事会
平成31年 2月20日	第3回生涯学習推進本部会議





岩沼市生涯学習基本構想及び第三次生涯学習推進計画  
平成31年3月

発行/岩沼市教育委員会生涯学習課  
住所/宮城県岩沼市桜1-6-20  
電話/0223-22-1111 FAX/0223-24-0897